

世界かんがい施設遺産カード作成マニュアル

令和6年7月

世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会事務局
(農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室)

1 趣旨

広く一般に世界かんがい施設遺産の魅力を伝え、世界かんがい施設遺産への訪問を促すきっかけとなる広報ツールとして「世界かんがい施設遺産カード」(以下「カード」という。)を作成・配布する。

本カードを適切に活用することにより、世界かんがい施設遺産の登録施設及び制度の認知度を高めるとともに、登録施設の歴史的・技術的・社会的価値の未来への継承と、地域活性化の推進に資することを目的とする。

2 カードの作成

- ① 作成対象は、世界かんがい施設遺産を基本とする。
- ② 作成主体は、施設管理者等(国、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合)を基本とする。ただし、趣旨に賛同する他機関が作成主体となることを妨げない。
- ③ カードの作成に当たっては、別紙の仕様により、テンプレートを使用し統一する。作成後、別紙の登録様式とともに、カードデータを事務局へ提出し、事務局の確認を受けた後に印刷・配布を行うこと。なお、事務局へ報告する主体は、作成主体を基本とし、これによりがたい場合は事務局に相談すること。
- ④ カードの増刷、更新等の要否の判断やその手法については、作成主体に一任する。

3 カードの配布

- ① カードの配布は、原則として、現地において希望者に対して1人1枚を無料配布することとする。
- ② カードの配布場所は、当該農業水利施設の受益地が位置する市町村内とし、道の駅やJA等のファーマーズマーケット及び直売所のほか、農産物の収穫祭イベント会場、国、都道府県、市町村、土地改良区の庁舎等とする。
- ③ カードは、地域や農業水利施設を紹介する簡易パンフレットであり、上記1の趣旨も踏まえ、配布場所に注意書きを記載(例:このカードは、個人使用を目的としたものです。第三者への転売を目的とした入手はご遠慮願います。)するなど売買の対象とならないように留意すること。

4 留意事項

- ① 作成したカードの著作権は作成主体が保有する。また作成に係る経費は作成主体が負担する。
- ② カードの転売は禁止する。

- ③ カードに係るトラブル及びこれに起因する損害について、世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会事務局（以下「事務局」とする。）は一切の責任を負わないものとする。
- ④ カードのテンプレートの著作権は事務局が保有するが、本マニュアルの趣旨に賛同し、留意事項を遵守して使用する場合は自由に利用できることとする。

5 カードの情報公開

- ① 事務局は、農林水産省ウェブサイト当該カードの配布場所等の情報やカード作成地区の一覧を掲載する。
- ② 作成主体は、カードの配布場所の変更もしくは配布を終了した場合、カードを更新・変更するなど、農林水産省ウェブサイトに掲載している情報に変更が生じた場合には、速やかに事務局に報告すること。事務局は、報告のあった内容を確認し、速やかに農林水産省ウェブサイトに掲載している情報に変更内容を反映する。

6 問い合わせ先について

- ① 本マニュアルに関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。
世界かんがい施設遺産地域活性化推進協議会事務局
（農林水産省農村振興局整備部設計課海外土地改良技術室）
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1
電話 03-3595-6339（ダイヤルイン） E-mail jnwhis@maff.go.jp